

継続メリット制関係法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(法第12条第3項の業務災害に関する保険給付の額の算定)
第18条 法第12条第3項の厚生労働省令で定める保険給付は、療養補償給付、休業補償給付及び介護補償給付とする。

2 法第12条第3項の年金たる保険給付及び前項の保険給付の額の算定は、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。

- 一 障害補償年金 同一の事由について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第8条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第77条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額
- 二 遺族補償年金 同一の事由について労災保険法第8条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第79条の規定を適用することとした場合に行われることとなる遺族補償の額に相当する額
- 三 傷病補償年金 傷病補償年金のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後3年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額を合計した額
- 四 療養補償給付 療養補償給付のうち当該療養の開始後3年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額
- 五 休業補償給付 休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後3年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額
- 六 介護補償給付 介護補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後3年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額を合計した額

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(法第12条第3項の厚生労働省令で定める給付金等)
第18条の2 法第12条第3項の厚生労働省令で定める給付金は、労働者災害補償特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。以下「特別支給金規則」という。）の規定による特別支給金で業務災害に係るもの（労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の2の表の第四欄に掲げる者に係るもの及び労災保険法第38条第1項の規定により労災保険法の規定による保険給付を受けることができることとされた者（以下「第3種特別加入者」という。）に係るもの）を除く。この額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。第20条第1項において同じ。）に

に労災保険法第29条第1項第2号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるところの額（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一般保険料の額（第1項第1号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）から非業務災害率（労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の労働災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。以下この項及び第20条第1項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額に第1種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から第13条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第20条第1項各号及び第2項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第20条第1項第1号において「第1種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の40の範囲内において厚生労働省令で定める率に引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
第18条の3 第18条第2項の規定は、法第12条第3項の特別支給金規則による特別支給金で業務災害に係るもののうち年金たる特別支給金の額及び休業特別支給金の額の算定について準用する。この場合において、第18条第2項第1号中「障害補償年金」とあるのは「障害特別年金」と、同項第2号中「遺族補償年金」とあるのは「遺族特別年金」と、同項第3号中「傷病補償年金」とあるのは「傷病特別年金」と、同項第4号中「休業補償給付」とあるのは「休業特別支給金」と読み替えるものとする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(労災保険率等)
第16条
2 法第12条第3項の非業務災害率は、1000分の0.6とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(法第12条第3項の規定の適用を受ける事業)
第17条 法第12条第3項第1号の100人以上の労働者を使用する事業及び同項第2号の20人以上100人未満の労働者を使用する事業は、当該保険年度中の各月の末日（賃金締切日がある場合は、各月の末日の直前の賃金締切日）において使用した労働者数の合計数を12で除して得た労働者数が、それぞれ100人以上である事業及び20人以上100人未満である事業とする。ただし、船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業にあつては、当該保険年度中に使用した延労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除して得た労働者数が、それぞれ100人以上である事業及び20人以上100人未満である事業とする。

2 法第12条第3項第2号の厚生労働省令で定める数は、0.4とする。

3 法第12条第3項第3号の厚生労働省令で定める規模は、建設の事業及び土木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が100万円以上であることとする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(一般保険料に係る保険料率)
第12条

3 厚生労働大臣は、連続する3保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業であつて当該連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下この項において「基準日」という。）において労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過したものについての当該連続する3保険年度の間に係る労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるところの疾病にかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る保険給付（以下この項及び第20条第1項において「特定疾病にかつた者」に係る保険給付」という。）及び労災保険法第38条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者（以下「第3種特別加入者」という。）に係る保険給付を除く。）の額（年金たる保険給付その他厚生労働省令で定める保険給付については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。第20条第1項において同じ。）に

に労災保険法第29条第1項第2号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるところの額（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一般保険料の額（第1項第1号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）から非業務災害率（労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の労働災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。以下この項及び第20条第1項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額に第1種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から第13条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第20条第1項各号及び第2項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第20条第1項第1号において「第1種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の40の範囲内において厚生労働省令で定める率に引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

一 100人以上の労働者を使用する事業
二 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であつて、当該労働者の数に当該事業と同様の事業に係る前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの
三 前2号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業

労働者災害補償保険法
(障害補償年金差額一時金)
附則第58条
4 障害補償年金差額一時金は、遺族補償給付とみなして第10条の規定を、第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金とみなして徴収法第12条第3項及び第20条第1項の規定を適用する。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(法第12条第3項の特定疾病等)
第17条の2 法第12条第3項の厚生労働省令で定める疾病は、次の表の第2欄に掲げる疾病とし、同項の厚生労働省令で定める事業の種類は、同表の第2欄に掲げる疾病に同じ。それぞれ同表の第3欄に掲げる事業の種類とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同表の第3欄に掲げる事業の種類に同じ。それぞれ同表の第4欄に定める者とする。

1 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第3号の疾病	2 労働基準法施行規則別表第1の2第3号の疾病	3 労働基準法施行規則別表第1の2第5号の疾病	4 労働基準法施行規則別表第1の2第7号の疾病	5 労働基準法施行規則別表第1の2第7号の疾病
1 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第3号の疾病	2 労働基準法施行規則別表第1の2第3号の疾病	3 労働基準法施行規則別表第1の2第5号の疾病	4 労働基準法施行規則別表第1の2第7号の疾病	5 労働基準法施行規則別表第1の2第7号の疾病
第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第3号3に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第2欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（当該労働者が、当該最後の事業場に使用されるまでの間引き続き当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合には、当該期間を当該使用されていた期間のうち当該業務に従事した期間を通過する期間。次項の第4欄において「特定業務従事期間」という。）が1年に満たないもの	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第3号3に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第2欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（当該労働者が、当該最後の事業場に使用されるまでの間引き続き当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合には、当該期間を当該使用されていた期間のうち当該業務に従事した期間を通過する期間。次項の第4欄において「特定業務従事期間」という。）が1年に満たないもの	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第5号に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が3年に満たないもの	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が第2欄に掲げる疾病のうち肺がんについては10年、中皮腫については1年に満たないもの	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第7号7の疾病に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、第2欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は2月以内の期間を定めて使用され又は使用されたもの（2月を超えて使用されるに至つたものを除く。）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(第1種調整率)
第19条の2 法第12条第3項の業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める第1種調整率は、100分の67とする。ただし、次の各号に掲げる事業にあつては、当該各号に定める率とする。

- 一 林業の事業 100分の51
- 二 建設の事業 100分の63
- 三 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業の事業 100分の63

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(法第12条第3項の労働保険料の額)
第19条 法第12条第3項に規定する連続する3保険年度の間に係る一般保険料の額（法第12条第1項第1号の事業については、労災保険率（その率が同条第3項（法第12条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率。以下この項において「調整率」という。）から非業務災害率に減じた率を減じた額に第1種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に減じた額を加えた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第20条第1項第1号において「第1種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の40の範囲内において厚生労働省令で定める率に引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減率)
第20条 法第12条第3項の100分の40の範囲内において厚生労働省令で定める率は、別表第3ののとおりとする。

※ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年）厚生労働省令第39号による読替部分等は除く。

有期メリット制関係法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(労災保険率等)

第16条

2 法第12条第3項の非業務災害率は、1000分の0.6とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(法第12条第3項の業務災害に関する保険給付の額の算定)

第18条 法第12条第3項の厚生労働省令で定める保険給付は、療養補償給付、休業補償給付及び介護補償給付とする。

2 法第12条第3項の年金たる保険給付及び前項の保険給付の額の算定は、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。

一 障害補償年金 同一の事由について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第8条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労基基準法第77条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額

二 遺族補償年金 同一の事由について労災保険法第8条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労基基準法第79条の規定を適用することとした場合に行われることとなる遺族補償の額に相当する額

三 傷病補償年金 傷病補償年金のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後3年を経過する日の属する月の前月までの月分ものの額を合計した額

四 療養補償給付 療養補償給付のうち当該療養の開始後3年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額

五 休業補償給付 休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後3年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額

六 介護補償給付 介護補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後3年を経過する日の属する月の前月までの月分ものの額を合計した額

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(法第12条第3項の厚生労働省令で定める給付金等)

第19条の2 法第12条第3項の厚生労働省令で定める給付金は、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。以下「特別支給金規則」という。）の規定による特別支給金で業務災害に係るもの（労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び労災保険法第36条第1項の規定により労災保険法の規定による保険給付を受けることができることとされた者（以下「第3種特別加入者」という。）に係るものを除く。）とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

第18条の3 第18条第2項の規定は、法第12条第3項の特別支給金規則による特別支給金で業務災害に係るもののうち年金たる特別支給金の額及び休業特別支給金の額の算定について準用する。この場合において、第18条第2項第1号中「障害補償年金」とあるのは「障害特別年金」と、「労災保険法第8条に規定する給付基礎日額」とあるのは「特別支給金規則第6条第1項から第4項までの規定による算定基礎年額を365で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）」と、同項第2号中「遺族補償年金」とあるのは「遺族特別年金」と、「労災保険法第8条に規定する給付基礎日額」とあるのは「特別支給金規則第6条第1項から第4項までの規定による算定基礎年額を365で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）」と、同項第3号中「傷病補償年金」とあるのは「傷病特別年金」と、同項第5号中「休業補償給付」とあるのは「休業特別支給金」と読み替えるものとする。

(第2種調整率)

第35条の2 法第20条第1項第2号の第2種調整率は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 建設の事業 100分の50
- 二 立木の伐採の事業 100分の43

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(確定保険料の特例)

第20条 労災保険に係る保険関係が成立している有期事業であつて厚生労働省令で定めるものの各号のいずれかに該当する場合には、第11条第1項の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料に係る確定保険料の額をその額（第12条第1項第1号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労災保険に應ずる部分の額）から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に100分の40の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料の額とすることができる。

一 事業が終了した日から3箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。）の額に第12条第3項の厚生労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額（同条第1項第1号の事業については、労災保険率に應ずる部分の額。次号において同じ。）から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額を加えた額とを乗じて得た額との割合が100分の85を超え、又は100分の75以下であつて、その割合がその日以降において変動せず、又は厚生労働省令で定める範囲を超えて変動しないと認められるとき

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から9箇月を経過した日前における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。）の額に第12条第3項の厚生労働省令で定める給付金の額を加えた額と一般保険料に係る確定保険料の額から非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額に第1種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に應ずる部分の額を減じた額を加えた額に第2種調整率（業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する保険給付で当該事業が終了した日から9箇月を経過した日以降におけるものに要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率をいう。）を乗じて得た額との割合が100分の85を超え、又は100分の75以下であつたとき。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(確定保険料の特例)

第35条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める事業は、建設の事業又は立木の伐採の事業であつて、その規模が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 確定保険料の額が100万円以上であること。
- 二 建設の事業にあつては請負金額が1億2000万円以上、立木の伐採の事業にあつては素材の生産量が1000立方メートル以上であること。
- 2 法第20条第1項の厚生労働省令で定める率は、別表第6のとおりとする。
- 3 法第20条第1項第1号の厚生労働省令で定める範囲は、別表第7のとおりとする。

(メリット増減率変動範囲表)

労働者災害補償保険法

(障害補償年金差額一時金)

附則第58条

4 障害補償年金差額一時金は、遺族補償給付とみなして第10条の規定を、第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金とみなして徴収法第12条第3項及び第20条第1項の規定を適用する。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(法第12条第3項の特定疾病等)

第17条の2 法第12条第3項の厚生労働省令で定める疾病は、次の表の第2欄に掲げる疾病とし、同項の厚生労働省令で定める事業の種類は、同表の第2欄に掲げる疾病に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる事業の種類とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同表の第3欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第4欄に定める者とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(第1種調整率)

第19条の2 法第12条第3項の業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める第1種調整率は、100分の67とする。ただし、次の各号に掲げる事業にあつては、当該各号に定める率とする。

- 一 林業の事業 100分の51
- 二 建設の事業 100分の63
- 三 港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業の事業 100分の63

1	労働基準法施行規則（昭和22年厚生労働省令第23号）別表第1の2第3号2の疾病	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第3号2に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第2欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は2月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの（2月を超えて使用されるに至つたものを除く。）
2	労働基準法施行規則別表第1の2第3号3の疾病	林業又は建設の事業	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第3号3に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第2欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（当該労働者が、当該最後の事業場に使用されるまでの間引き続き当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合に於ては、当該使用されていた期間のうち当該業務に従事した期間を遡算した期間。次項の第4欄において「特定業務従事期間」という。）が1年に満たないもの
3	労働基準法施行規則別表第1の2第6号の疾病	建設の事業	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第5号に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が3年に満たないもの
4	労働基準法施行規則別表第1の2第7号の疾病	建設の事業	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が第2欄に掲げる疾病のうち肺がんについては10年、中皮腫については1年に満たないもの
		港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	第3欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする2以上の事業場において労働基準法施行規則別表第1の2第7号7の疾病に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、第2欄に掲げる疾病の発生の原因となつた業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は2月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの（2月を超えて使用されるに至つたものを除く。）

※ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）による読替部分等は除く。

特例メリット制関係法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(労災保険率の特例の申告)
第20条の5 前条第3項の労災保険率特例適用申告書は、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(労災保険率特例適用申告書)
第20条の4 法第12条の2の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 労働保険番号
二 事業の名称及び事業の行われる場所
三 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
四 事業主が行う事業の概要
五 事業主が常時使用する労働者数
六 事業主が講じた前条の労働者の安全又は衛生を確保するための措置及び当該措置の講じられた保険年度
2 前項第6号に掲げる事項については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長の確認を受けなければならない。
3 法第12条の2の申告書は、労災保険率特例適用申告書(様式第5号の3)とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減の率に係る特例)
第20条の6 法第12条の2の規定により読み替えて適用する法第12条第3項の100分の45の範囲内において厚生労働省令で定める率は、別表第3の2のとおりとする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(労災保険率の特例)
第12条の2 前条第3項の場合において、厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する3保険年度中のいずれかの保険年度においてその事業に使用する労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「100分の40」とあるのは、「100分の45」として、同項の規定を適用する。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(労災保険率の特例)
第12条第3項
(メリット制についての規定)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
別表第3の2(第20条の6関係)

労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表

当該事業(建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る。)についての労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額(労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び第3種特別加入者に係るものの額を除く。)に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額(労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び第3種特別加入者に係るものの額を除く。)を加えた額と一般保険料の額(労災保険率(その率が法第12条第3項(法第12条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率)に応ずる部分の額に限る。)から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第1種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第19条の2の第1種調整率を乗じて得た額との割合

5%以下のもの	45%減ずる
5%を超え 10%までのもの	40%減ずる
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する
90%を超え 100%までのもの	10%増加する
100%を超え 110%までのもの	15%増加する
110%を超え 120%までのもの	20%増加する
120%を超え 130%までのもの	25%増加する
130%を超え 140%までのもの	30%増加する
140%を超え 150%までのもの	35%増加する
150%を超え 160%までのもの	40%増加する
160%を超えるもの	45%増加する

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(法第12条の2の労働者の安全又は衛生を確保するための措置)
第20条の3 法第12条の2の労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第70条の2第1項の指針に従い事業主が講ずる労働者の健康の保持増進のための措置であつて厚生労働大臣が定めるもの
二 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第61条の3第1項の規定による認定を受けた同項に規定する計画に従い事業主が講ずる措置
三 前2号に掲げるもののほか、労働者の安全又は衛生を確保するための措置として厚生労働大臣が定めるもの

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
(法第12条の2の厚生労働省令で定める数)
第20条の2 法第12条の2の厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主は、常時300人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)以下の数の労働者を使用する事業主とする。

快適な職場環境の形成

(告示)
労働保険の保険料の徴収等に関する施行規則第20条の3第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを定める件
(労働安全衛生マネジメントシステム)